草津市告示第３３８号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年８月２４日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

令和８年度 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

２　送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年８月３１日に送達があったものとみなす。

令和８年度　後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

	氏名	調定年度	年度分
1	中山　建治	令和８年度	令和８年度
2	福山　益晴	令和８年度	令和８年度

（令和８年８月２４日掲示済み）

草津市告示第３３９号

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成２９年草津市告示第５４号）第８条の規定に基づき告示する。

令和８年８月２４日

草津市長　橋　川　　渉

事業所の名称	花まるデイサービス
事業所の所在地	滋賀県草津市若竹町２－２４
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社ＹＡＮＡＧＩ 滋賀県大津市滋賀里三丁目３番３号
代表者の氏名および住所	代表取締役 柳信成 滋賀県大津市滋賀里三丁目３番３号
指定廃止年月日	令和８年８月３１日
事業開始年月日	平成１２年８月１日
事業所番号	２５７０６０２０５８

（令和８年８月２４日掲示済み）

草津市告示第３４０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５２条第１項および草津市長の職務代理者の設置に関する規則（令和８年草津市規則第８３号）第２条第１項に基づき、草津市長職務代理者を設置するので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和８年８月２４日

草津市長　橋　川　　渉

１　草津市長職務代理者の職氏名

草津市副市長　辻　川　明　宏

２　設置期間

令和８年８月２５日から当分の間

３　設置理由

草津市長の疾病治療のため

（令和８年８月２４日掲示済み）

草津市告示第３４１号

令和８年草津市告示第３４０号に示す草津市長職務代理期間において、草津市長の職務代理者の設置に関する規則（令和８年草津市規則第８３号）第６条第１項の規定に基づき、草津市長橋川渉を草津市長職務代理者草津市副市長辻川明宏と、滋賀県草津市長之印を滋賀県草津市長職務代理者草津市副市長之印と読み替えるものとし、同条第２項の規定によりこれを告示する。

令和８年８月２４日

草津市長　橋　川　　渉

番号	文書等の名称	所管課
1	「広報くさつ」の配布について（依頼）	広報課
2	全戸配布の協力について（依頼）	人権センター
3	回覧の協力について（依頼）	危機管理課
4	草津市避難行動要支援者登録制度の御案内	危機管理課
5	町内会における防犯灯の設置状況について（依頼）	危機管理課
6	住宅用家屋証明書	税務課
7	固定資産評価証明書（近傍証明）	税務課
8	課税なき証明書	税務課
9	戸籍謄本等交付申請書	税務課
10	狩猟税に係る証明書	税務課
11	課税証明書	税務課
12	非課税証明書	税務課
13	滞納なき証明書	税務課
14	所得証明書	税務課
15	草津市立地域まちづくりセンター使用料減免決定通知書	まちづくり協働課
16	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録に関する証明、文書	市民課
17	個人番号カード	市民課
18	在留カード	市民課
19	特別永住者証明書	市民課
20	令和８年度　有害鳥獣捕獲実施に伴う周知について（依頼）	農林水産課
21	全戸配布の御協力について（依頼）	資源循環推進課
22	ごみカレンダー（掲示用）の送付について（依頼）	資源循環推進課
23	全戸配布の協力について（依頼）	健康福祉政策課
24	重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成券	障害福祉課
25	草津市福祉タクシー運賃助成券	長寿いきがい課
26	草津市ストレッチャータクシー運賃助成券	長寿いきがい課
27	高額介護（介護予防）サービス費　支給（不支給）決定通知書	介護保険課
28	福祉医療費受給券	保険年金課
29	老人福祉医療費受給券	保険年金課
30	障害老人等福祉助成券	保険年金課
31	精神科通院医療費受給券	保険年金課
32	精神科通院医療費助成券	保険年金課
33	草津っ子サポート事業　子育て応援ヘルパー派遣利用券	こども家庭若者課
34	草津市母子健康手帳別冊受診券	子育て相談センター
35	草津市開発行為等関係文書	開発調整課
36	令和８年度「緑の募金」還元事業による生活環境の緑づくり事業の樹木の配布について（通知）	公園緑地課
37	納入通知書兼領収書	上下水道部
38	上下水道料金納入通知書兼領収書	上下水道総務課
39	上下水道料金督促状兼領収書	上下水道総務課
40	上下水道料金催告書兼領収書	上下水道総務課
41	水道料金等の納付について	上下水道総務課
42	給水停止の予告	上下水道総務課
43	給水停止の最終予告	上下水道総務課
44	給水停止処分通知	上下水道総務課
45	水道使用証明書	上下水道総務課
46	完納証明書	上下水道総務課
47	水道料金等納入済証明書	上下水道総務課
48	水道料金等の漏水減額について（通知）	上下水道総務課
49	令和７年度　歳入歳出決算書	会計課
50	令和７年度　歳入歳出決算事項別明細書	会計課

（令和８年８月２４日掲示済み）

草津市告示第３４２号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年８月２５日

草津市長職務代理者

草津市副市長　辻　川　明　宏

１　期 日　令和８年９月１日
２　場 所　草津市議会議場

（令和８年８月２５日掲示済み）

草津市告示第３４４号

指定管理者の軽微な変更について

令和７年草津市告示第１６号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年草津市条例第２号）第１１条第３項の規定により告示する。

令和８年８月３１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

１　公の施設
名　称　草津市立山田まちづくりセンター
所在地　「草津市南山田町６７８番地」を「草津市北山田町７０番地７」に変更する
２　指定管理者
名　称　山田学区まちづくり協議会
所在地　「草津市南山田町６７８番地」を「草津市北山田町７０番地７」に変更する
会長　堀　井　信　市
３　指定管理期間
令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（令和８年８月３１日掲示済み）

草津市告示第３４５号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

１　送達すべき書類
令和８年度 軽自動車税納税通知書
２　送達を受けるべき者の氏名等
別紙のとおり
３　上記の書類については、令和８年９月８日に送達があったものとみなす。

令和８年度　軽自動車税納税通知書

連番	氏名	調定年度	年度分
1	三垣　広幸	令和８年度	令和８年度分

（令和８年９月１日掲示済み）

草津市告示第３４６号

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱を次のとおり制定する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、食物アレルギーや宗教等の理由により給食の提供を受けず、弁当等で対応している児童の保護者等および市外の公立保育所等に通う児童の保護者等に対し、予算の範囲内において、市長が草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する施設をいう。

⑵　認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する施設をいう。

⑶　幼稚園　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の確認を受けた施設をいう。

⑷　保育所等　保育所、認定こども園または幼稚園をいう。

⑸　対象児童　草津市に住所を有する子ども・子育て支援法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第１９条第１項第１号または第２号に該当するものをいう。

⑹　保護者等　子ども・子育て支援法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定に係る保護者および保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。

⑺　給食費　保育所等が保護者から徴収する主食費および副食費であって、通常の教育・保育の提供時間内に提供される食事に係るものをいう。

（給付対象者）

第３条　給付金の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

⑴　食物アレルギー、宗教等の理由により、給食の提供を受けず弁当等で対応している対象児童の保護者等。

⑵　市外の公立保育所等に通い給食を利用している対象児童の保護者等。

（給付基準額）

第４条　給付金の算定に用いる対象児童１人当たりの月額の基準額（以下「給付基準額」という。）は、別表に定める額とする。

（給付金の額）

第５条　給付金の額は、市または施設の定める給食費と給付基準額を比較して、いずれか少ない額とする。

（給付の申請）

第６条　給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、市長が別に定める申請期間内に、当該各号に掲げる書類およびその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　第３条第１号に掲げる者

ア　草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付申請書兼請求書（別記様式第１号）

イ　給食不提供証明書（別記様式第２号）

⑵　第３条第２号に掲げる者

ア　草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付申請書兼請求書（別記様式第３号）

イ　領収書（別記様式第４号）

（給付の決定等）

第７条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ給付の可否を決定し、その結果を草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付決定通知書（別記様式第５号）または草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金不支給決定通知書（別記様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（給付の方法）

第８条　給付金は、申請者が指定する口座に振り込むものとし、口座の登録および変更については市長が別に定める手続によるものとする。

（取消および返還）

第９条　市長は、虚偽の申請、請求その他不正な行為等により支給を受けた者に対し、当該支給を行うこととした決定の全部または一部を取り消し、支給した額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第９条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第４条関係）

施設の区分	給付基準額
草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の交付を受ける施設	月額５，８３８円
保育所、認定こども園のうち、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の交付を受けない施設	月額６，７００円
幼稚園のうち、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の交付を受けない施設	月額６，２５１円
市内外の公立施設	月額６，７００円

別記
様式第１号(第６条第１号関係)

草津市長　　宛

年　月　日

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付申請書兼請求書（給付用）
アレルギー等により給食を利用していない場合
【　　年　月～　　年　月分請求用】

私は、草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱第６条第１号の規定に基づき、以下のとおり草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金の給付を申請します。給付決定された草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金は、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者およびこどもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
4. 給付額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、給付決定すること。
5. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、給付を受けた給付金の返還に応じること。

捨印

1. 対象保護者(申請者)

ふりがな		児童との続柄		生年月日	年　月　日
氏　名	印			現住所	〒 電話：

※1　振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、下部委任状を記入していただく必要があります。

2. 対象児童(児童ごとに申請してください)

生年月日	年　月　日	ふりがな	
請求対象期間における住所	□現住所のとおり □転入した（転入日：　年　月　日） □転出した（転出日：　年　月　日）	氏名	

3. 在籍する施設について記入

ふりがな		所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
施設名称			

請求対象期間における在籍状況	□期間中在籍
	□途中入園した（入園日：　年　月　日）
	□途中退園した（退園日：　年　月　日）

4. 振込先について記入(※2)

振込先	□継続　：以前の振込先と同じ口座に振り込み	➡ 以下の口座情報の記入は不要です
	□新規 □変更　：新規の申請または以前の振込先からの変更	➡ 以下の口座情報の記入が必要です

※2　区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義（カタカナ）	

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	□ 普通　□ 当座
	記号	
ゆうちょ銀行	番号	
	口座名義(カタカナ)	

〈裏面も記入してください〉

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長　宛　　年　月　日

保護者(申請者)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私の草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金の受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人(振込先の口座名義人の方)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人の本人確認書類を持参してください。
※委任状は申請者にて記入してください。
※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

5. 申請額の内訳を記入

・月毎の給付額は、月額給食費と、通園する施設の区分に応じた給付基準額（※3）の低い方です。

対象年月 ※4	月額給食費 （市または施設が定める金額） (a)　※5	給付基準額 (b)	請求額 （(a)と、(b)の低い方） ※6
年　４月	円	円	円
年　５月	円	円	円
年　６月	円	円	円
年　７月	円	円	円
年　８月	円	円	円
年　９月	円	円	円
年１０月	円	円	円
年１１月	円	円	円
年１２月	円	円	円
年　１月	円	円	円
年　２月	円	円	円
年　３月	円	円	円
		合計額	円

※3　施設もしくは幼児課へ確認ください。
※4　給付額は月毎に算出し、原則、4ヶ月毎（4～7月、8～11月、12～3月）でとりまとめのうえ、支払いを行います。
※5　公立保育所等は市が定める金額、私立保育所等は施設が定める金額です。
※6　(a)と(b)の低い方の金額を記載してください。
　　また、施設の発行する「給食不提供証明書」を添付してください。

※※以下は市の記入欄ですので、記入する必要はありません※※

添付書類
① □給食不提供証明書
② □振込先口座番号と名義人のわかる通帳の写し（新規・変更の場合）

様式第２号（第６条第１号関係）

給食不提供証明書

【　　年　　月分　】

保　護　者　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児　　童　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記年月分について、当施設において給食の提供がなかったことを証明いたします。

発　　行　　日　：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

施　　設　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　在　　地　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 氏 名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

様式第３号(第６条第２号関係)

草津市長　　宛

年　月　日

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付申請書兼請求書（償還払い用）

市外の施設を利用している場合

【　　年　月～　　年　月分請求用】

私は、草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱第６条第１号の規定に基づき、以下のとおり草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金の給付を申請します。給付決定された草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金は、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金の審査および支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者およびこどもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を草津市が対象施設に確認すること。
4. 給付額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、給付決定すること。
5. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、給付を受けた給付金の返還に応じること。

捨印

1. 対象保護者(申請者)

ふりがな		児童との続柄		生年月日	年　月　日
氏　名	印			現住所	〒 電話：

※1　振込先は申請者名義の口座です。申請者と口座名義人が異なる場合は、下部委任状を記入していただく必要があります。

2. 対象児童(児童ごとに申請してください)

生年月日	年　月　日	ふりがな	
請求対象期間における住所	□現住所のとおり □転入した（転入日：　年　月　日） □転出した（転出日：　年　月　日）	氏名	

3. 在籍する施設について記入

ふりがな		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：

請求対象期間における在籍状況	□期間中在籍 □途中入園した（入園日：　年　月　日） □途中退園した（退園日：　年　月　日）

4. 振込先について記入(※2)

振込先	□継続　：以前の振込先と同じ口座に振り込み	➡ 以下の口座情報の記入は不要です
	□新規 □変更　：新規の申請または以前の振込先からの変更	➡ 以下の口座情報の記入が必要です

※2　区分が新規または変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類の添付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

【ゆうちょ銀行の場合】

金融機関名	預金種目	□ 普通　□ 当座
ゆうちょ銀行	記号	
	番号	
	口座名義(カタカナ)	

〈裏面も記入してください〉

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長　宛　　年　月　日

保護者(申請者)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私の草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金の受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人(振込先の口座名義人の方)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人の本人確認書類を持参してください。
※委任状は申請者にて記入してください。
※訂正がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

5. 申請額の内訳を記入

・月毎の給付額は、月額給食費と、通園する施設の区分に応じた給付基準額（※3）の低い方です。

利用年月 ※4	月額給食費 （市が定める金額） (a)	給付基準額 (b)	請求額 （(a)と、(b)の低い方） ※5
年　4月	円	円	円
年　5月	円	円	円
年　6月	円	円	円
年　7月	円	円	円
年　8月	円	円	円
年　9月	円	円	円
年１０月	円	円	円
年１１月	円	円	円
年１２月	円	円	円
年　1月	円	円	円
年　2月	円	円	円
年　3月	円	円	円
		合計額	円

※3　施設もしくは幼児課へ確認ください。

※4　給付額は月毎に算出し、原則、4ヶ月毎（4～7月、8～11月、12～3月）でとりまとめのうえ、支払いを行います。

※5　(a)と(b)の低い方の金額を記載してください。
また、施設の発行する「領収書」を添付してください。

※※以下は市の記入欄ですので、記入する必要はありません※※

添付書類

① □領収書

② □振込先口座番号と名義人のわかる通帳の写し（新規・変更の場合）

様式第４号（第６条第２号関係）

領収証

【　　年　　月分　】

保　護　者　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児　　童　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

領　収　金　額　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記年月分について、保護者等より給食費を領収したことを証明いたします。

発　　行　　日　：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

施　　設　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　在　　地　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 氏 名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

様式第５号(第７条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

草津市長

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付決定通知書

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱第７条の規定に基づき、草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象となるこども	氏名	生年月日
		年　月　日
給付決定額	円	
振込予定年月日	年　月　日	

様式第６号(第７条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

草津市長

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金不支給決定通知書

草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱第７条の規定に基づき、草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金について、次のとおり支給しないことに決定しましたので通知します。

	氏名	生年月日
対象となるこども		年　月　日
理由		

（令和８年９月１日掲示済み）

草津市告示第３４７号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

１　送達すべき書類

⑴	市・県民税・普通徴収督促状	１件
⑵	固定資産税・都市計画税督促状	３件
⑶	軽自動車税（種別割）督促状	２２件
⑷	国民健康保険税督促状	６件
⑸	差押調書（謄本）	１件
⑹	配当計算書（謄本）	３件
⑺	市・県民税・特別徴収督促状	１件
		計３７件

２　送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年９月８日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）	国民健康保険税
高原　昭治	令和8年度随時期			
坂本　一雄		令和8年度第1期		
阪口　大貴		令和8年度第1期		
阪口　大貴		令和8年度第1期		
渡邊　快			令和8年度全期	
鰐川　正志			令和8年度全期	
鰐川　正志			令和8年度全期	
小池　修平			令和8年度全期	
有限会社　ウエルディングヨコエ			令和8年度全期	
増田　一也			令和8年度全期	
増田　一也			令和8年度全期	
山下　真理			令和8年度全期	
田井中　慶斗			令和8年度全期	
井上　健			令和8年度全期	
高山　天賦			令和8年度全期	
高山　天賦			令和8年度全期	
山根　雅和			令和8年度全期	
ＨＵＳＮＩ　ＲＡＮＧＧＡ　ＳＡＰＵＴＲＡ			令和8年度全期	
佐藤　みそら			令和8年度全期	
穴井　佑樹			令和8年度全期	
宮崎　和樹			令和8年度全期	
ＰＨＡＮ　ＴＨＩ　ＨＵＥ			令和8年度全期	
ＴＨＡＮ　ＱＵＯＣ　ＨＩＥＵ			令和8年度全期	
ＤＵＯＮＧ　ＴＨＩ　ＴＯ			令和8年度全期	
ＤＩＮＨ　ＴＩＥＮ　ＣＨＵＮＧ			令和8年度全期	
ＢＵＩ　ＢＡＣＨ　ＴＨＡＮＧ			令和8年度全期	
ＬＩＡＮＧ　ＨＡＯＷＥＮ　梁　浩文				令和7年度第5期
ＬＩＡＮＧ　ＨＡＯＷＥＮ　梁　浩文				令和7年度第7期
ＬＩＡＮＧ　ＨＡＯＷＥＮ　梁　浩文				令和7年度第8期
ＬＩＡＮＧ　ＨＡＯＷＥＮ　梁　浩文				令和7年度第9期
ＬＩＡＮＧ　ＨＡＯＷＥＮ　梁　浩文				令和8年度第1期
ＱＵＡＮ　ＹＩＬＩＮＧ				令和7年度第10期

差押調書（謄本）公示送達者名簿

氏　名	備　考
ＳＵ　ＹＵ　ＣＨＩＮＧ　蘇　祐慶	発番　令和8年　8月12日　草納発第1296号

配当計算書（謄本）公示送達者名簿

氏　名	備　考
ＬＩ　ＸＩＮＹＵＡＮ	発番　令和8年　7月24日　草納発第1243号
ＬＩ　ＲＵＯＢＩＮＧ	発番　令和8年　7月29日　草納発第1273号
川那辺　洋	発番　令和8年　7月29日　草納発第1277号

市県民税特別徴収督促状　公示送達者名簿

氏　名	備　考
上田　政也	令和8年　5月分

（令和８年９月１日掲示済み）

草津市告示第３４８号

指定公金事務取扱者の所在地の変更について

次のとおり、指定公金事務取扱者の所在地が変更となるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により告示する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

指定公金事務取扱者の所在地変更

受託者	山田学区まちづくり協議会
新	滋賀県草津市北山田町７０番地７
旧	滋賀県草津市南山田町６７８番地
異動日	令和８年９月１日

（令和８年９月１日掲示済み）

草津市告示第３４９号

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成２９年草津市告示第５４号）第８条の規定に基づき告示する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

事業所の名称	デイサービス　ミライリハ草津
事業所の所在地	滋賀県草津市若竹町二丁目２４番
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社ミライリハ 滋賀県大津市石山寺三丁目１０番２５号
代表者の氏名および住所	代表取締役　松崎　陸 滋賀県大津市坂本三丁目３２番２０号７０６
指定年月日	令和８年９月１日
事業開始年月日	令和８年９月１日
事業所番号	２５７０６０２１４０

（令和８年９月１日掲示済み）